

中山間地域振興対策特別委員会会議録

平成22年11月5日

場 所 第5委員会室

平成22年11月5日(金曜日)

午前10時1分開会

会議に付した案件

○概要説明

県民政策部

1. 宮崎県中山間地域対策推進本部の体制等について
2. 多様な主体との協働による中山間地域活性化の取組と人材育成について
3. 中山間地域集落点検モデル事業について
4. 地域振興5法及び農林統計上の中山間地域市町村等について

○協議事項

1. 中山間地域の定義について
 2. 県南調査について
 3. 次回委員会について
 4. その他
-

出席委員(12人)

委員	長	宮原義久
副委員	長	前屋敷恵美
委員		緒嶋雅晃
委員		黒木覚市
委員		押川修一郎
委員		河野安幸
委員		黒木正一
委員		田口雄二
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		坂口博美
委員		岩下斌彦

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のために出席した者

県民政策部

県民政策部長	山下健次
県民政策部次長 (政策担当)	土持正弘
部参事兼総合政策課長	永山英也
総合交通課長	中田哲朗
中山間・地域政策課長	山内武則
情報政策課長	金丸裕一

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	前田陽一

○宮原委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

せんだって実施しました県外調査につきましては、大変お疲れさまでした。調査した内容につきましては、十分委員会に反映していきたいと考えております。

まず、本日の日程についてであります。お手元に配付の日程案をごらんください。3の概要説明では、県民政策部から、中山間盛り上げ隊や集落支援モデル事業など、県当局が力を入れている取り組み等を御説明いただく予定ですので、県外調査の内容とも比較しながら御意見をよろしく願います。また、県外調査では、中山間地域をどこに設定するかが重要とのアドバイスを鳥取県からいただいたところありますが、本日は、その設定に当たり、必要な基礎資料についても説明をいただくこととして

おります。

次に、4の委員協議についてでございますが、執行部から説明いただいた基礎資料やこれまでの調査等を踏まえ、中山間地域をどこにするかや条例の内容等について御協議いただきたいと思います。本日はこのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定をいたします。

では、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

本日は県民政策部においでいただきました。それでは説明をよろしく願いいたします。

○山下県民政策部長 県民政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日御報告をさせていただき事項につきまして説明させていただきます。委員会資料をお開きいただきまして、目次をごらんいただきたいと思いますのですが、4項目ございます。宮崎県中山間地域対策推進本部の体制等についてということでございます。詳細につきましては、関係課長から説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○山内中山間・地域政策課長 それでは、説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。宮崎県中山間地域対策推進本部の体制等についてであります。

まず、1の概要のところですが、中山間地域対策推進本部は、中山間地域対策について部局

横断的な連携を図るとともに、地域の実情に応じた対策を検討、実施していくために、平成20年度に設置したものであります。具体的な活動としては、まず各年度におきまして、各部局による中山間地域対策の現状報告等をもとに、中山間地域対策に今後どのように取り組んでいくのか、対策の方向性と施策の体系について決定をしているところであります。そのほか、中山間地域における集落の現状や過疎地域自立促進特別措置法など、中山間地域に関連する事項についての情報提供、情報交換を行いまして、各部局での対策に生かすこととしております。また、推進本部会議においては、当課が所管しております中山間地域等創造支援事業において、各部局との連携が必要となる市町村の地域創造計画の認定も行っているところであります。これは、地域の将来像の実現に向けてさまざまな要素を組み合わせた分野横断的な取り組み等を掲げた市町村の地域計画について、その内容を審議し、地域創造計画として認定するものであります。認定後は、庁内各部局等が連携して各種事業を当該市町村に集中的に投入していくこととしております。なお、推進本部会議につきましては、平成20年度は2回、21年度は1回、22年度はこれまでに1回開催をしております。中山間地域対策としてこれまで、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業の振興の3つの柱で取り組んでおりましたが、今年度の会議においては、新たに4つ目の柱として鳥獣被害対策を加えることとしたところであります。

次に、2の推進本部の構成についてですが、推進本部と、推進本部を補佐するものとして幹事会及び地域委員会を設けております。推進本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部局長、教育長、警察本部長が本部員となっ

ております。また、幹事会は、県民政策部次長を幹事長とし、各部局の中山間地域対策に主に関係する課の課長が幹事となっております。それと地域委員会というのがございまして、地域委員会は、県民政策部長を委員長、西臼杵支庁長及び各農林振興局長を地域委員に充てております。なお、各地域の現状や課題等については、県内7地区に設けられている地方連絡協議会の事務局であります西臼杵支庁及び各農林振興局と通常業務等を通じてさまざまな情報交換などを行っております。また、各出先機関の長で構成されております地方連絡協議会の場でも中山間地域対策推進本部の取り組みについて説明するとともに、各地域からの意見、要望等についても報告を受け、地域と一体となってその取り組みに反映させるようにしております。各地方連絡協議会の会長は、中山間地域対策推進本部を補佐する地域委員会の委員であります西臼杵支庁長及び各農林振興局長であります。推進本部においては、このほか、中山間地域が抱える課題のうち、特に総合的、重点的な対策を推進する必要がある課題については、必要に応じて特命チームを本部の下部組織として置くこととしております。

現在、中山間地域での大きな問題となっており、今年度から中山間地域対策の4つ目の柱として掲げている鳥獣被害対策につきまして、関係図のところにありますように、鳥獣被害対策特命チームを設置しております。鳥獣被害対策特命チームは、副知事をチーム長としまして、環境森林部、農政水産部の関係課長をチーム員としております。また、県内7地区、西臼杵支庁、各農林振興局を事務局としまして、地域鳥獣被害対策特命チームを設置して、記載のとおり、保健所、市町村のほか、より地域の実情や

情報等に通じている農協、農業共済組合、森林組合、猟友会等に参加いただき、地域一体となってこの課題に取り組むこととしております。本年10月中旬までにはすべての地域で地域特命チームが設置されており、地域の方々の参加を得て鳥獣害対策の専門家による講演会や現地検討会、モデル集落での技術実証などに取り組んでいるところであります。

次に、資料の2ページをお願いいたします。多様な主体との協働による中山間地域活性化の取り組みと人材育成についてであります。

中山間地域の活性化に当たりましては、地域住民はもとより、都市住民や企業、NPO法人などの地域外の住民を含めた多様な主体の参画が重要であります。このため、都市からの支援と交流を推進するため、地域住民などとの協働事業に取り組んでおります。

県民政策部で所管しております主な事業について御説明いたします。まず、1の中山間盛り上げ隊派遣事業であります。この事業は、平成21年度から実施している事業でありますけれども、中山間地域でボランティア活動を行う人材をあらかじめ隊員として登録しまして、集落等からの依頼に応じて隊員を派遣し、中山間地域の集落で単独で実施することが困難となった各種活動を支援するとともに、都市と中山間地域との人的交流を促進するものであります。事業の実施に当たりましては、NPO法人「みんなのくらしターミナル」に委託しておりまして、このNPO法人が、受け入れ市町村や集落、ボランティア隊員との連絡調整を行うなど、この事業を協働で取り組んでいるところであります。今年度は10月末までに、高千穂町を初め6市町村で計14回の支援活動に延べ101名の方々が参加しております。主な活動内容としましては、集落

道の草刈り、清掃、祭り、神楽等の地域行事の手伝いなどとなっております。

2の宮崎魅力再発見 出会い・ふれあい交流事業であります。年間を通じて、地域の魅力や、地域の宝であります豊かな自然、食、歴史文化、伝統芸能、農林業体験等を活用しました交流体験イベントをNPO法人等が地域住民等と連携して企画しまして、独身男女の出会いの場の提供を通じた交流人口の拡大と中山間地域の活性化を図る事業であります。今年度は、延岡市と諸塚村で2回に分けて事業を実施することとしておりまして、1回目を10月に、それぞれ延岡市の観光協会と諸塚村商工会が地元の方々と交えた内容で企画し、協働して事業を行っているところであります。

次に、3の宮崎県地域づくりネットワーク協議会についてであります。中山間地域を含む県内各地域で、地域づくりに取り組む団体を会員とする協議会を組織しておりまして、地域づくり活動に円滑に取り組めるように、地域づくりに役立つ情報の発信、研修交流会や人材育成などを行い、民間の団体等による地域づくりの推進を支援しております。今年10月末現在で会員数169団体となっております。今年度は、地域づくり団体相互のネットワークの強化を図るため、県内ブロック別会議や研修交流会、実地指導を交えた地域づくり団体のリーダー育成、人材育成事業を実施することとしております。

次に、4のいきいき集落応援事業であります。集落の活性化に当たりましては、集落みずからが考え行動する住民主体の取り組みを推進することが必要でありますことから、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落をいきいき集落に認定し、その活動を支援するとともに、集落を対象に研修交流会を開催し、人材の育成など

を図っております。現在、いきいき集落は県内15市町村、88集落となっております。平成21年度は諸塚村と高千穂町で、県北・県央地区のいきいき集落を対象に初めて研修交流会を開催いたしまして、元気な集落づくりにかかわる講演、パネルディスカッション、事例発表などを行いまして、延べ250名の集落の方々が参加し、実施したところであります。今年度は、12月に都城市で県南地区を対象に第1回目の開催を予定しております。

最後に、5の北ひむかスマートコミュニティ事業であります。ケーブルテレビ事業者や自治体、各種団体等が連携してケーブルテレビ網を活用した情報システムを構築し、地域住民の安全・安心の確保及び利便性の向上を図るものであります。この事業の詳細につきましては、後ほど情報政策課長から説明をいたします。

ただいま説明しましたように、行政のみならず、地域住民や各種団体、NPO法人などの多様な主体と協働による中山間地域の活性化の取り組みや人材育成にも取り組んでいるところであります。

資料の3ページをお願いいたします。中山間地域集落点検モデル事業についてであります。

まず、1の事業概要ですが、集落の維持活性化に向けた集落住民と市町村による協働の仕組みづくりを構築しまして、市町村の実情を踏まえた中山間地域対策を推進するため、市町村が集落支援員を設置して行う集落点検や話し合い活動に要する経費を助成するモデル事業で、平成21年度から取り組んでいる事業であります。

具体的な事業内容としましては、①の集落支援員の設置であります。行政経験者やNPO法人関係者など、地域の実情に詳しい外部人材を集落支援員として設置し、集落支援員が市町村

職員などとも連携し、集落を定期的に巡回し、生活状況、農地・森林の状況等の把握を行うものであります。②としまして、集落点検を実施するということでもあります。①で設置しました集落支援員と住民が市町村職員等の協力を得ながら、集落点検チェックシートなどを活用して集落点検を実施するものであります。その後、③としまして、集落のあり方について話し合いを行うというような形の事業であります。

中山間地域集落点検モデル事業による今年度の実施状況は、2にありますように、都城市、諸塚村、椎葉村、日之影町の4市町村で合計16名の集落支援員が、予定を含め設置され、事業を実施しているところであります。

資料の4ページをお願いいたします。地域振興5法及び農林統計上の中山間地域市町村等についてであります。

この表自体は5月の第1回の委員会で御説明したものと同一であります。過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法、それから山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の地域振興5法の指定地域と農林統計上の分類によります中間・山間農業地域を一覧にしたものであります。図式化したものとして、5ページに過疎法だけの指定地域、6ページに地域振興5法の指定地域、7ページに地域振興5法の指定地域に農林統計上の中間・山間農業地域を加えた地域と、3つの段階ごとに本県の指定状況をあらわしております。

それでは、もとに戻っていただきまして、5ページであります。過疎法の指定地域をオレンジ色で示しております。なお、過疎法指定市町村等の下に括弧書きで平成23年4月1日予定と記載しておりますけれども、旧北方町・北川町・北浦町と合併する前の旧延岡市につきまし

ては、特例で今年度まではみなし過疎地域と指定されておりますけれども、来年の4月には5年間の経過措置が終了し、旧延岡市の地域が過疎地域から外れる予定であります。例えば、延岡市を過疎地域に入れますと、人口が10万人以上になり、パーセンテージが10%近く異なったりすることから、旧延岡市についてはこの表では除いた形で表示をさせていただいておりますので、平成23年4月1日予定としております。次のページ以降も同様であります。

右下の表の過疎地域の欄ですけれども、過疎地域指定市町村の県全体に占める割合は面積で56.20%、人口で12.57%となっております。先ほど申し上げたとおり、旧延岡市の人口は除いたものであります。

なお、この図を見ていただくとわかりますけれども、現在の市町村名、例えば高千穂町は、横長の丸枠で示しておりますけれども、全域が過疎なので町名もこの色で塗ってあります。南のほうを見ていただくと、日南市は北郷町だけが過疎地域の指定を受けておりますので、日南市自体は白抜き、このような形で表示をさせていただいております。

では、6ページをお願いいたします。地域振興5法指定市町村等の図等であります。5ページの過疎地域に、さらに山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法の指定地域を加えた図であります。過疎地域と重なる部分はオレンジのまま、4法により新たに加わる部分を水色で表示しております。例えば綾町、山之口町は山村振興法の指定地域、延岡市の島之浦島は離島振興法の指定地域、旧南郷町——南郷町とは書いてございませんけれども、串間市の上のところは半島振興法、門川町、西都市、北郷町を除く日南市は特定農山村法によるそれぞ

れの指定地域となっております。この結果、地域振興5法地域の県全体に占める割合は面積で71.6%、人口で見ますと23.69%となります。

次に、7ページをお願いいたします。この表が地域振興5法指定地域に農林統計上の中間農業地域と山間農業地域を加えたものであります。先ほどと同様、地域振興5法と重なる部分はオレンジ、水色のままの表示で、農林統計により新たに加わる部分を緑色で表示しております。町名でいきますと、例えば都農町、三股町、旧小林市、昭和20年代の合併前の町村である延岡市の南浦町、南方村等が加わる結果、5法プラス農林統計の欄ですけれども、県全体に占める割合は面積で88.43%、人口で37.92%、これは平成17年国勢調査の結果であります。

現在、県としての中山間地域の定義は、第1回で御説明をしたところでありまして、地域指定の考え方は、中山間地域を地域振興5法の指定地域を基本として、地理的条件に加え、生産・経済的条件が不利で、各種振興が必要な地域と定義しておりまして、地域の指定については統一的な指定は行わず、各分野において各種中山間地域対策を実施する際、おのこの対策の対象とする地域を個々具体的に定めることとしております。

資料でいいますと、6ページが地域振興5法指定市町村ですので、ここを基本として、事業の必要性に応じては7ページに示す地域の範囲まで広げたり、例えば今年度、過疎法の延長によっていろいろ指針をつくっておりますけれども、過疎対策であれば5ページの地域を対象として事業を行っているということでありまして、中山間地域というくくりで統一的な地域にいたしますと、同じ条件不利でありながら、指定された地域から外れる地域ですとか、本来そこま

での手当が必要かどうか、例えば一般的に合意が得られないような地域であっても対象になってしまう地域が出てまいりますので、中山間地域と銘打った事業を行う場合に、仮に狭い地域が指定された場合は一部の地域を例外的に追加したり、広い地域が指定された場合には逆に除外するなどの手当が必要になると考えられます。

また、ごらんいただきましたように、例えば5ページ、6ページ、7ページ、どれでもですが、昭和20年代の合併前市町村の単位等で特にわかりやすいのは7ページでございますけれども、20年代の合併前市町村、実際は25年の2月1日現在の市町村というふうにされておりますけれども、農林統計上の地域指定がそういう単位で指定されておりますので、現状把握における統計的な数値、それから事業の実績等を把握する上では、非常に困難ということが予想されております。今回、この地図を作成するに当たりましたも、市町村等に尋ねても面積がなかなかはっきりしない、即答できないというような状況であります。人口、面積等については、国勢調査や農林業センサス調査で何とか拾っているところですが、それ以外の分野のものについては、現在の26市町村単位より細かい区分で統計等の数値を出すのはできない場合もあると考えております。

説明は以上であります。

○金丸情報政策課長 それでは、多様な主体との協働事業の一つである北ひむかスマートコミュニティ事業について御説明いたします。

資料の8ページをお開きください。まず、1の事業内容についてであります。この事業は、双方向の通信が可能なケーブルテレビ網の特性を生かして、高齢者の見守りなどの3つのサー

ビスをテレビを通じて提供することにより、生活の安全・安心や利便性の向上を図ろうとするものであります。まず、(1) 高齢者見守りサービスは、テレビ電源のオン・オフやチャンネルの変更などの情報をあらかじめ指定された家族などにメールで送信することにより、ひとり暮らしの高齢者の見守りを行うものであります。次に、(2) 買い物支援サービスは、自宅のテレビで生活必需品等を注文していただき、地元の商工会等が商品をそろえた上で自宅に配達することにより、買い物が困難な高齢者等を支援するものであります。また、(3) 生活支援サービスは、行政からのお知らせや、防災、休日当番医、コミュニティバスの運行やイベントなどの身近な生活情報をデータ放送により提供するものであります。

次に、2の事業主体は、延岡市に本社を置く株式会社ケーブルメディアワイワイであります。

また、3の事業エリアは、同社がサービスを行っております、あるいは来年4月から行う予定となっております延岡市など県北地域の2市4町であります。

なお、米印にありますように、県や地元自治体、商工団体、社会福祉協議会などで構成される協議会を設置して事業に取り組むこととしており、10月に第1回の協議会を開催して、今後の進め方等について協議が行われたところであります。また、事業を進めていくに当たりましては、第1回の協議会でも各団体から意見が出されたところでありますけれども、NPOや地域住民との連携を強化することはもちろん、多様な主体にかかわっていただきながら、県内他地域のモデルとなるよう事業を支援してまいりたいと考えております。

次に、4の事業費については、9,214万7,000

円ありますが、米印にありますように、総務省の地域ICT利活用広域連携事業に採択されたことから、全額国費により実施するものであります。

最後に、5の運用開始予定は来年4月となっております。

なお、9ページに事業のイメージ詳細図を添付しておりますので、後ほどごらんください。

情報政策課の説明は以上であります。

○宮原委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑などございましたらお願いをいたします。

○緒嶋委員 中山間地域集落点検モデル事業ですけれども、チェックシートを活用して集落点検ということになっておりますが、チェックシートを活用して具体的にどのように生かすということになっておるわけですか。

○山内中山間・地域政策課長 まず、チェックシートの項目でございますけれども、例えば家族構成、子供たちが県外に行っている、もしくは県内の都市部に行っている、帰る予定がありますかと。大体、家族としては何となくわかっているのだけれども、そこまではっきりしていない、そういうようなものをずっと各集落の個人のお宅の、個人情報もあるんですけれども、そういうものを集計しまして、将来この集落は10年後にはこんな感じになるというのを具体的にデータで示して、ではどうしようかと。そんなに人が減るんだったら、例えば、行政区の班長が3年に1回、回ってくるみたいな形が見えてくるわけです。ですから、行政区をちょっと広げましょうとか、そういうような形で集落点検モデル事業を利用して、活用していただいて、どういうふうに集落を今後やっていくんだということをみずから考えていただく契機にすると

というようなことであります。

○緒嶋委員 そういうことは大変いいんですけども、具体的にそういうことで地域がどう変わるかということまで踏み込んだモデル的な地域があるわけですか。

○山内中山間・地域政策課長 実は、これは21年度からの事業でございまして、実際取り組みを始めたのはことしの1月ぐらいで、本格的には今年度実施しているような状況であります。私が今申し上げたようなものは最終的な効果というんでしょうか、ですから、まずは集落支援員を設置しまして、点検をしているという段階で、それから話し合いはしているけれども、すぐ結論が出るような問題ではございませんので、今の段階ではみんなが共通認識を持つと。市町村も含めて集落の方々も共通認識を持つ。そして、さあ、どうしようかというところまでまだなかなか踏み込めていないというのが現状かなと。ただし、共通認識を持つというのがまず非常に大事な事かなというふうには思っております。

○緒嶋委員 将来的には宮崎県の長期計画の中で、こういう集落をどういうふうに残させ、生かしていくかということも含めて、基礎的な資料になると思うんです。県のほうは20年先まで想定したような計画を立てるといっても、こういう各論的な小さいものから始めて将来を展望していかんや、大きな命題から持っていくと地域との乖離が出てくると思います。だから、チェックシートをいかに有効に活用しながら将来を展望していくかという、ミクロのものから全体を見ながら進めていく必要があると思うので、これは重要なチェックシートになるんじゃないかなと思います。高齢化がますます進む中では消滅する集落も出てくると、間違いなく思

うわけです。そうなった場合、その地域をどういう形で存続させ、またその地域を守っていくのか、これは地域全体の市町村の問題でもあるわけですけども、県としてその辺まで含んで議論していく大きなデータになると思いますので、詳細な各集落の、特に中山間地のチェックシートを活用した将来展望というのを検討していただきたいということを強く要望しておきます。

○押川委員 市町村が集落支援員を設置するということでありますけれども、平成22年度には1市1町2村ですか、ほかの中山間地の中で市町村の支援員の設置の協議あるいはその状況、わかる範囲内で結構であります、教えていただくとありがたいと思います。

○山内中山間・地域政策課長 集落点検モデル事業は、実際は県の単独事業で実施しております。もう一点、総務省が進めております集落支援員と言葉が全く一緒なのでちょっとわかりにくいんですけども、国の集落支援員として設置しておりますところは宮崎市の高岡町——ちょっとお待ちください。

○押川委員 今、緒嶋委員からも出たんですが、今後、このモデル事業の中で集落点検あたりをチェックシートでずっと管理されるということでもありますから、この事業というものは、県単事業と国の事業で今後も、モデル事業の結果次第ではさらに広げていかれるという方向性で理解してよろしいんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 いわゆる手を挙げる市町村というのがまずは必要かなと。この数が多いか少ないかといういろんな考え方があられると思うんですけども、非常に難しいのは、さっき緒嶋委員からもお話がありましたけれども、消滅するかもしれない集落が出てくるとい

うのを具体的にデータとして示してしまうということで、なかなか踏み込めないというところが実はあります。ですから、やろうとしても市町村のほうが取り組まない——取り組むべきだとわかっていてもなかなか難しいというのが現状でして、将来のどうこうというところがちょっとお答えにくいところでもあります。以上です。

○押川委員 今後は市町村の状況に応じて、やってみたいということは市町村に任せればいいということで私は理解します。そういうことに対して市町村が手を挙げていくことであれば、今後は伸びていくのか伸びていかないのかということの範囲がわかれば、それだけお聞かせ願いたいと思います。

○山内中山間・地域政策課長 当然、それなりに要望がございすれば、形は変えていきながらでもそれはやっていくべきものかなというふうには思っております。とりあえず点検モデル事業ということで今スタートしております。

○押川委員 ありがとうございます。そういう中で、モデル事業の成果に応じて各市町村にも連絡あたりは当然やっていただくということで理解をしたいと思います。

それから、中山間地域の中で、5法指定をされれば中山間地の指定ということで理解しておりますけれども、そういう中で、中山間盛り上げ隊派遣事業を21年度からやっていらっしゃるわけですが、西都市の例えば東米良あたりは5法指定の中に入っているから、西都市から、例えば銀鏡あたりで草刈りとか、盛り上げ隊の人が欲しいんだがと県のほうへお願いがあれば、ボランティアの皆さん方が草刈り事業、あるいは伝承されております神楽とか、そういうものにも派遣されるということで理解してよろしいでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 中山間盛り上げ隊派遣事業の対象地域というのは、6ページの地域振興5法を基本としております。具体的に言いますと、西都市、西米良村については——西米良村は具体的に要請いただいております。西都市でも要請があれば派遣すると。ただ、そこあたりは、例えば中間・山間に類する地域として要望等があれば、現実的には例えば都城市の中郷村でこの地域に指定するところに派遣はしております。そこは現在のところ柔軟に対応しているところでもあります。以上です。

○押川委員 西都市の、わかりやすく言いますけれども、穂北地区の椎原という12～13戸の集落があるんです。ここも高齢化率が恐らく65～66%、若い人がもうほとんどいないというような集落の中で、今もまだ草刈り等を自分たちの集落で男性何名かでやっていらっしゃるんです。面積も相当広いんですが、そういう集落にこの間、呼ばれていってちょっと話をした段階ですが、その集落から西都市にお願いしたいんですがということで要望を上げて、西都市から上げていただいて、連絡が来れば、ボランティアでも出ていただける方がいらっしゃればそこに派遣できるということで理解をしてよろしいでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるように、そういう形で要請があれば可能であります。ただ、現実、いろいろ運用を見てみますと、私たちのそういうPRがまだ不足しているのかもしれないんですけれども、受け入れたときに、本当にただでいいんだらうとか、非常にわかりやすく恐縮ですが、無料、いわゆるボランティアで、交通費も出ていないようなんですけどというようなことで、それから

う一つは、遠慮をされている。内心では非常に期待をされているんだけど、どういうふうに接したらいいんだろうというようなこともありまして、なかなかまだ——一度行ったところは現在のところ、リクエストが結構あっています。それともう一つは、やっぱり初対面でございますので、市町村の方に最初は立ち会っていただきたいということは実行しているところであります。そういうものが充足されれば、要請があれば派遣できます。以上であります。

○押川委員 ありがとうございます。

○高橋委員 中山間地域の定義の関係、今、私たちが条例をつくらうとしている段階で対象が非常に気になるんです。線引きをどこかでせなにかんから、漏れるところもあると思うんですが、ただ、中山間対策の目的の一つとして限界集落をどうするかというのがあると思うんです。例えば、都城市でも限界集落はあると思うんです。例えば、酒谷から都城の尾平野近く、あそこは条件的に厳しい地域だと私は思うんですが、宮崎市でも、合併しましたので、田野とか高岡とか、山間部に行けば限界集落はかなりあるんじゃないかと思うんです。そういったところを県として——私たちも条例をつくる段階でちょっと悩ましいんです。市町村単位でくくると、そこは除外になってしまうわけでしょう。市町村が主体的に事業を実施すべきところなんだろうけれども、県としてそういうところは どういうふうにとらえていらっしゃるでしょうか。難しいでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 どういうふうにお答えしていいか、ちょっと……。答えは多分合っていないかもしれないんですけども、まずイメージというのは、基本的には過疎かなというふうには思っております。ただ、今おっ

しゃったように、日南市の酒谷は厳しいという状況も把握しております。最終的にはどこかの行政区もしくは農林統計上のもの、何かよるところにしないと、点で指定をすると、点というのは一体どこまでなのかというようなことになりまして非常に難しいかなと。いわゆる法律、地域振興5法が指定されている地域というのはきちんと整理されているので、ただ、市町村界が山村振興法では昔の市町村であったりするわけですけども、中間・山間農業地域も農林業センサスのもとで指定された地域というようなことで、どこかに線を引かざるを得ないので、特定のところは確かにいろいろあるとは思いますが、しかし、どこかでやっぱり線引きをせざるを得ない。ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、そういうふうを考えています。

○高橋委員 尋ねる私もなかなか整理がついていないところもあって聞いてみたところですが、どこかで線引きしなくちゃいけないというところで、また委員の中でも協議したいと思います。

先ほどからあります集落支援員、先ほど課長の説明で、いわゆる行政区の再編、こんなところまで助言をされるのかどうかわかりませんが、聞いてみますと、名前は支援員だけど、調査員なのかなと思ったりするんです。その集落が合併するかどうかはその集落の方々が決めるわけであって、ああしなさい、こうしなさいということにはならないと思うんです。私、説明を聞きながら、それぞれの集落には自治会長がいらっしゃるわけですから、ここが何かうまく集落支援員になり得る方向性がつくれないのかなと思ったりしたところなんです。確かに、限界集落で高齢化が進んで役員をする方がいらっしゃらなくて、実際に自主的に合併しているところが

あるんです。うまくそこをコーディネートされるのが、私は最初、集落支援員かなと思ったんですけれども、やはり権限からすると、行政とか、あるいは実際そこに住んでいらっしゃる自治会長さんたちが連携をされてやるべきなのかなと思ったところです。集落支援員はまだこれからなんでしょうけれども、数がかなり少ないですね。実際、22年度から実施されたということでしょうけれども、今からどんどん集落支援員の設置人数というのは増加する方向で検討されているんでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 徐々にではありますけれども、増加はしております。先ほどの市町村単独による設置でありますけれども、宮崎市が高岡地区で専任が2名、田野地区で兼任が2名となっております。西米良村で専任が1名、諸塚村は兼任を約15名ということで報告を受けております。諸塚村はちょっと特別かなと。今、高橋委員がおっしゃったように、実は市町村の考え方というのが非常に大きい。公民館長さんを兼務させて、兼務に当たっては当然こんなこともしてくださいねというようなことでお願いをしているようです。ですから、位置づけるかどうか。通常ですと、いわゆる区長さん、自治会長さん、いろいろな呼び方がございますけれども、地区の取りまとめであったり、簡単に言うと集金だったり、広報紙を配布するものであったり、いろいろあると思うんですけれども、それに、ここで申し上げるような事業内容を加味したもの、例えば高齢者のお宅の状況を、チェックシートまでは使わないんだけど、集落の現状を把握するというようなことをお願いをしている、一応それを兼務ということでやっておられるところもございます。そこは国のほうは幅広くとらえておりまして、そういうもの

についても集落支援員という呼び名で、逆に言うと、調査員だというような分野も多少あって、要するに、現状をまず把握せないかんという物すごく強い考え方のもとで進められておりますので、兼務の中には、今おっしゃったような調査員的な分野も強いところもあると思います。集落のチェックシートというのも、先ほどはちょっと説明が不足しましたけれども、チェックシートを例えばアンケート方式に変えている、そこは市町村のやりやすいように工夫をしてやっただいている分野もあります。ただし、チェックシートというのは、国の過疎問題の懇談会のほうでひな形は示されています。それを多少アレンジするということは余り制限せずにやっているところでもあります。数としては徐々にふえつつあり、そういう状況を市町村のほうでも感じているところかなというふうに思っております。

それから、補足でございますけれども、地域指定について先ほど非常に悩ましい問題ということでお答えをしたところですが、現在、私どもは、地域振興5法を基本としてという定義づけで、事業によっては足したり多少狭めたり今のところやっているということで、地図上では指定していないというのが現状でありますから、余りお答えにはならないかもしれませんが、一応、地域振興5法を基本としているところでもあります。以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。地域指定については、私もこの前も県外に調査にいきまして、いわゆる漁村、たまたま行ったところが過疎法に引っかかっているからくくっていたんですけれども、漁村は中山間地域じゃないですね。そういったこともありまして、いろいろと勉強したところでもあります。

最後に、北ひむかスマートコミュニティ事業、大変興味深く聞かせてもらいました。いろいろと期待されるもの、特に買い物支援サービスは今から求められる事業だと思っているんです。これは受益者負担とかあるんでしょうか。

○金丸情報政策課長 まだ今からどういう形でやるというのは決めていくところですけども、基本的には、有償サービスと無償サービスがあるということで、事業者は今のところ有償で考えているようです。ただ、事業者と話をしているのは、ある程度のパイとといいますか、量がふえてくれば、それは受益者から取るのではなくて販売者側から手数料を取ると。利用者ではなくて、商工会や会議所、商品を提供する側から手数料を取る、そういうやり方もあるんじゃないかということをご提案していきまして、今後この協議会の中で検討していきましょと。実は、よその事例を言いますと、配達料で500円取っているという事例がございます。ただ、それはやはり非常に負担が重い。例えば、1,000円とか2,000円の買い物で500円も負担させるのかというのがありますので、その辺を例えばボランティアのネットワーク、あるいは見守り支援のネットワークがありますので、そういったところが活用できないかを今後、具体的に協議していきたいというふうに思っております。

○高橋委員 ちょっと理解しにくいところがあったんですけども、販売者側から手数料を取るとするのはちょっと……。販売者側から取るとおっしゃいましたね。

○金丸情報政策課長 商品を供給する側、これは例えばカードなんかはそうですね。それを利用することによって販路が拡大できるわけですから、例えば100円のを売ったら5%を運営する側に下さいよと、そうすることによって購

入する側に負担をさせないというやり方があるのかなと。

○高橋委員 それをやったら売る側は参加しないじゃないですか。

○金丸情報政策課長 その辺が見きわめどころでして、例えば、中だけでやっていると、今よく言われるのは商工会が何のためにあるんだとか、商工会に入っている自分ところの商売といますか、売り上げ増にはつながらないと。例えば、ネット販売に参加することによって売り上げ増につながりますよというようなところが見せられれば、ある程度理解してもらえるときも来るのかなというふうには思います。

○高橋委員 一番いい方法を考えていただけると思うんですが、一つは福祉という観点も加えていただければ、莫大なお金はつき込まなくても少額の——受益者も持ってきてもらうわけだから、ある一定の手数料といたしましょとか、折り合うところの額で話をされたらいいのかなと思っています。

○金丸情報政策課長 そういうこともありますので、例えば社会福祉協議会が配食サービスをやっているところもありますので、それと一緒にできないかとか、あるいはコミュニティバスを運行しているところは、コミュニティバスで例えば公民館まで配達できないかとか、いろんなことを、2市4町それぞれごとに状況が違ってきますし、実際に今取り組んでいるところもあります。日之影町商工会であるとか、美郷町の西郷かどこかだっと思いましたが、美郷町のうちのどれかの商工会だと思いますが、先行的に電話でやっているところもありますので、そこら辺のノウハウといたしますか、成果と課題というのを分析しながら、どうやっていくのが両方丸くおさまるといいますか、やりやすいのか

ということを考えていきたいと思えます。

○高橋委員 ぜひ、これは成功させていただきたいなと思っているんです。先ほど手数料をサービスを受ける側もと言った意味は、だれでもかれでも頼んでしまうんですね、ただであれば。家族が近くにいるのに利用されたりとかいらっしやると思うので、何らかのめり張りをつけられたらいいのかなと思えます。意見です。

○黒木正一委員 北ひむかスマートコミュニティー事業に関連してでありますけれども、中山間地で特に高齢者の1人世帯とか2人世帯で要望が多いのは、やはり買い物とか、そういったもののサービスを今後どうしていくかということが多くいんですけれども、そういう中で、デジタル化に対応したケーブルテレビ網をいかにほかに有効に利用するかということでこの事業があるというふうに理解しているんです。ケーブルで結ばれていない地区、例えば西臼杵で言えば高千穂、日之影はこのエリアに入りますけれども、五ヶ瀬が入っていない。日之影もケーブルはしていないですね。今後は、中山間地域でこういう事業に取り組もうとしてもできないところが出てくる可能性があるんですけれども、そういったところは何かほかの対応といたしますか、そういったものが考えられるんでしょうか。

○金丸情報政策課長 とりあえずケーブルテレビ網を利用してということでこの2市4町なんですけど、実は、椎葉村、諸塚村についても最初、別な提案がありまして、椎葉村、諸塚村は村営テレビになっておりますので、一緒にできないかという検討は今年度の当初にしたところありますけれども、事業者と地元自治体との協議が調わなかったのが、今回、対象地域外としてケーブルメディアワイワイのサービスエリアに限定したところであります。ただ、今、宮崎情

報ハイウェイ21がつながっていますので、これを例えば椎葉村、諸塚村でサービスすることは技術的に無理なのか。ケーブルネットワークが椎葉は全世帯できていますし、諸塚は今やっている最中なわけですから、そういったことは今後検討していきたいと。また、高千穂、日之影は現在工事中ですので、来年4月からは全世帯がネットワークになり、開始するというふうに思っております。これはあくまでケーブルテレビ網の有効活用ということなので、こういうネットがないところについては、例えば日向市においては日向市内のあるスーパーマーケットが独自に買い物支援サービスをやっておりますし、そういうのをどう展開していくかということになっていこうかなと思っております。

○黒木正一委員 無線の利用とか、いろいろその地域によって、状況に応じて、こういうようなサービスを考えていくと思っておりますか。

○金丸情報政策課長 あくまでも情報通信網を活用してどうするかということでいきますと、ほかの、例えば携帯電話であるとか、そういったものからもできないのか。ただ、今回はあくまで国の委託事業でケーブルテレビのシステムを使うということに限定しておりますので、それはまた次の段階で市町村にそういう話が出てくれば考えてみたいと思っております。

○坂口委員 今に関連して、見守りサービスの電源・チャンネル変更状況、これは例外的に悪意に考えればなんですけれども、安否情報をそれだけに頼ると、だれかそれを操作すればそこは安否確認ができたということで受けとめるという、事件性なんかを言っているんですけれども、そういう部分がありますね。さっきの説明では、ケーブルテレビの双方向通信機能を利用してとなるわけですから、単なるチェックと

いうのは片側通行ですね。双方向というのは、相手を実際確認できるという、もうちょっと広い意味だと思っんです。そこらまでいかないといけない。ちょっとこれは思わぬ欠陥があるんじゃないかなという気が一つするんです。

それと、買い物なんですけれども、特に高齢者の買い物というのは現物確認なんです。極端な場合は、においをかいだりしてしか口に入れるものは買わない。そこでキャンセルなんかのときはどうなるのか。それと、こういったネット販売というものが実際、経営に成り立つだけの需要が出てくるかというようなところはどんなぐあいに見通されていますか。

○金丸情報政策課長 まず、最初の見守り確認につきましては、これから市町村とやらなきゃいけないんですが、安否情報を家族と市町村の福祉主管課に送っている、あるいは社会福祉協議会に送っている例がございます。安否確認のメールが来なかったら職員が自宅を訪問するとか、あるいは公民館長さんなり民生委員の皆さんが訪問されて確認するというような取り組みをやっているようでございますので、その辺を参考にしながら、家族にだけ行くのか、あるいは家族に行って家族が役場に連絡するとか、そういう生かせる仕組みというのはアナログのほうでつくっていかなきゃいけないかなと思っています。

それから、ネット販売につきましては、あくまでもこれは希望する方はそういうふうにできますよということで、商工会を通じてと言っているのは、対面販売も当然ありますので、それとのセットで選択可能性を生かすと。実際に延岡市でこれをやると言ったら、いや、自分には要らない、せっかく買物のために外出するのが楽しみなのに、できなくなるのかと誤解もあり

まして、それができるような仕組みをつくりますということで、あくまでも希望者あるいは登録者がやりますよということでございます。

それから、今、坂口委員からありました返品だとか、そういうものについて、あるいは現金決済をどうするかについても先行事例がありますので、それを参考に今後、具体化していきたいというふうに思っしております。実際にケーブルメディアワイワイは、何年か前に延岡市内でネット販売をやった実績がありまして、それがうまくいかなかったということで、今回これを使っって前回の反省も踏まえてうまくやれる方法はないかということをお社でも今考えているところなんです。

○坂口委員 最初のメールをその人が確実に発信したものだということまで確認できれば心配はないと思っんです。だれでも簡単にボタンを押せば通信できるとなれば、例外的な事件性なんかを言っっているんですけれども、ここには安否が確認されたと思っ込むというリスクを持っっていないかというのが一つです。

それから、後ののは、前に不振だったことを検証して、さらに改善した販売のあり方というもので、最終的には商売が成り立つか成り立たないかだと思っんです。やってみて、これは全然商売にならんわということで、また途中でやめられたら、結局はいい迷惑で、だからそこらの見通しがどうか。高齢者相手あるいは中山間地域相手の商売としてはすごく難しい方法だということをお心配を持ったものですから、ここからは十分今後検討していただきたいということをお望しおきます。

山内課長のところのさっきの点検モデル事業ですけれども、一般的な支援の業務と、ある程度調査業務的な部分というのに仕分けるべきだ

と思うんです。特に調査的な業務で、先ほど緒嶋委員からも出ましたように、長計絡みの調査なんかに入っていくとしたときに、将来予測、あるいは生活の糧、あるいは贈与なんかも含めた財産の将来の考え方は、極めて秘匿性の高い個人情報ですね。ここらに対してはやっぱり守秘義務が身にしみついた人でないとだめだと思うんです。どういう人がだめだとは言えないけれど、そうなるとおのずと行政経験者、行政と思うんです。市町村任せですよ、あるいはやりたいところはたくさん支援員をこさえてもいいんですよという、理想的ではあるんですけども、そこはしっかりした整理をしておかないと、特に厳しい長計なんか結びつけるような結果とか、個人の健康状況とか、内部でのいろんなもめごとといいますか、問題事、こういったものについては徹底して情報が保護できるというようなものを前提でこの支援員は指名というんでしょうか、指定というんでしょうか、やっていかないといけない。これはやっぱり2つに分けて考えるべきじゃないかなと思うんですけども、そこらはどんなぐあいにとらえられていますか。

○山内中山間・地域政策課長 まさしく委員おっしゃるとおりかなというふうに思っております。今の段階では、まず共通認識をできるだけ持ちましょうというところが先行しています。その中でも、委員おっしゃるように、そこまでうちの家族構成を聞いてという話が既にもう出ております。家族構成でもそうですし、健康状態になるとまたそうですね。そこも逆に言うと、市町村がなかなか踏み切れないところかなと。ただ、全体的にはやっぱりやっていくべきなんだろうと。将来形としては、調査主体、もしくは話し合いまでいくという、段階を追った仕組

みがいいのか。それとも、せつかくやるならある程度の完結型でないと事業が中途半端に終わってしまうというようなこともありますので、十分検討してまいりたいし、この集落点検モデル事業については、やっぱりそういうのがあるんだということは、事業説明会、例えば担当者会議や課長会議を通じて周知しているつもりでありますけれども、またさらに強調してまいりたいと思います。以上です。

○坂口委員 そこだと思うんです。最終的にはこれはどうしても必要な事業と思うんです。市町村の任意性で、いや、うちはそういったところにはちょっとさわりたくないなという警戒感はあるけれども、当然どこも持つと思うんです。やっぱり全市町村が取り組むことが僕は必要だと思うんです。とりあえずこの部分だったら完結できるんじゃないか、2～3年の中期計画ぐらい、そういったものをぜひ市町村に一括お願いして、どこも取り組んでもらえるというような部分、そこでまず感覚をつかんでいただいて、この次は将来のためにこういうことまで必要じゃないかということをもとに市町村側に必要性を認識してもらおうという進め方で、必要だけれども、余り焦らずに、やるからにはみんながその必要性を認識して、積極的に市町村がおのずから取り組んでいけるというような、まずはそういう考え方を醸成していくというんでしょうか、焦らずにやっていったほうがいいような気がするんです。まずは完結できるものをぜひお願いするよということで飛びつかせておいてというのが必要なような気がするんです。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるように、例えば今の考え方としましては、実際取り組んでいる町村の、今年度ようやく本格的に取り組んでいるところですので、どういうふ

うにやったんですよとか、うちはこういうふうにやりましたというような事例発表というんでしょうか、そういうものを通じて周知を図っていくのかなど。ただ、やっぱりどうしても焦るんですけれども、おっしゃるようにじっくり構えていきたい。手法としては、事例を直接やったところからほかの市町村に対して説明する機会をまた別途設けていきたいというふうに考えております。

○黒木覚市委員 ちょっと将来のことを考えると、今、TPP——貿易の関税撤廃、これが非常に話題になっていますね。輸出産業についてはこれは大歓迎だと思います。我が国は輸出産業で伸びてきた、これはだれしもわかることでありますけれども、我が県は特に第1次産業、農林業が基幹産業と言ってもいいぐらいです。そうしますと、中山間に今後これが一番影響するんじゃないか、それを心配するんです。といいますのが、完全撤廃されますと、やっぱり農林業には大きな影響が出てくる。ただ、いろいろ内容を聞いていますと、政府関係が今やっていますけれども、一つの農林業部門だけを外すことは難しいとか、いろいろ言われていますね。そうなりますと、全般的に影響してくる。そうしますと、中山間はもう成り立ちません。ほとんどが農林業の基幹作物ですから。これが非常に怖いなというふうに思っているんですが、皆さんはその辺のどういう受けとめ方をしていますか。

○永山総合政策課長 おっしゃるとおり、我が県にとっては極めて重要な課題だというふうに思っています。TPPで基本的には関税障壁がなくなるということですので、農林水産業、及び本県はその加工業がかなり盛んですから、そこについても非常に大きな影響があるだろうと

いうふうに思っています。一方で日本は通商国家ですので、どうやってそれをうまく調整していくのか、あるいは参加しないのかということ、かなり高いレベルの判断が必要だというふうに思います。それを判断する際には、国民の食料をどう確保するのかということもありますし、今、委員から御指摘があったように、地域をどう守っていくのかという観点から、かなり高いレベルで国で判断をする必要があると思いますし、県としても知事会等とも連動しながら、さまざまな動きはやっていく必要があるのではないかとこのふうには思っております。まだ個別具体的に検討が進んでいるわけではありませんけれども、かなり大きな問題であるというふうな認識はしております。

○黒木覚市委員 今言われるように、これが参加、あるいは決まってくると、もろに中山間はもたないんです。我々はいろんな意見を出しますけれども、やっぱり非常に厳しくなって、まずはそこに人がいなくなる。基幹産業がなくなるんですから、まず人口減が一番怖いわけです。何とか我々もこれがうまく解決できるように願っているところですが、県としても、我が県は農業県ですから、知事を通じてそういうことを国のほうに強く申し上げてほしいというふうに思います。

○宮原委員長 要望ということですので、よろしくをお願いします。ほかにございませんか。

○前屋敷副委員長 先ほどから、安否確認、見守りの活動の点が出ていますけれども、せんだって県外調査に入ったときに、これは鳥取県だったんですけれども、見守りを地域で行うということで民間企業との連携といいますか、民間企業と自治体とで協定を結んで、いろんな宅配の会社であるとか、牛乳配達の実業所であるとか、

食品、生協あたりとか、農協も含めて、そういう事業所と自治体が提携をして、毎日の事業活動の中で見守りをしていくということで、かなり危険な事態が発覚したという実績が示されて、地域のメディアもそれをとらえて県内に報道する、そういう事業も含めて報道するということを紹介していただいて学んできたところです。鳥取では今、32業者と提携がなされていて、実際、日常的にそういう活動が行われているということで、非常に効果が上がると。ケーブルテレビを使ってということも一つの方法であることは確かなんですけれども、身近な生活の中でこういうことができるという点では大いにこれも取り入れる必要があるんじゃないかなというふうに思ったところなんですけれども、その辺あたりについてはどうでしょうか。今後の検討課題としてはなかなかいい——予算は若干、50万円ぐらいはかかっているようだったんですけれども。

○山内中山間・地域政策課長 委員おっしゃるように、見守りというのはどうしても必要なことだと思います。現時点においては、例えば廃棄物、そういうものについては郵便局との協定とかもあるようでございますけれども、人に対するものについては、従来の自治公民館組織、もしくは民生委員、それからお隣近所という形でしか仕組みとしては——もちろんすべてを把握しているわけではございませんので、ちょっと福祉的なサイドもあろうかなと思いますので、市町村によってはあるかもしれませんけれども、非常に重要なことかなと。

今やっている事業の中でいきますと、例えば中山間盛り上げ隊派遣事業というのはあくまでも要請に応じて行くという形にしておりますけれども、例えば、まだ現実には実現しておりま

せんけれども、ここに企業を入れて、見守りとは少し違うかもしれませんが、特定の町村もしくは特定の地域に対して支援をしていく、人的交流から含めてやっていくんだというような仕組みもあり得るのかなと。今の制度をちょっと拡大するというんでしょうか、費用の負担、その辺はまだはっきりわかりませんが、そういう形で今の事業の中では対応可能かなとは思っております。もちろん受け入れ側、それから募集しても企業が参加しないといけませんので、企業の社会的貢献活動としてやれば可能性はあるかなというふうには思っております。以上です。

○前屋敷副委員長 ぜひ、研究もしていただいて、具体的な例でも効果が上がっていることを示されていますので、最近テレビのPRの中で、宮日新聞社がそういう見守り体制に入っているという報道を若干聞いたことがあるんですが、あれは主体的な活動だと思うんですけれども、そこはやはり自治体と一体となって見守りをする。中山間地に限らず、宮崎市内でも高齢者、ひとり暮らしの世帯で亡くなった方というのが何人か発覚したという問題も聞いていますので、どの程度に広げるかというのもあるんでしょうけれども、ひとつ研究していただきたいなというふうに思います。

○宮原委員長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、私のほうからいいでしょうか。きょうの一番最初の推進本部の体制というところでまず聞かせてほしいんですが、会議をされたのが平成22年が2回、平成21年が1回、平成20年が1回ということで報告をお聞きしたところなんですけど、中山間地域というのは県の施策の中でも中心的な項目に挙げられているという状況でありますので、回数は、時間をかけ

てじっくりと協議をされればそれでいいかなと思うんですが、ちなみに、2回、1回、1回というこの会議の中身なり、その時間というのはどのぐらいかけられたのかをまず聞かせてほしいなと思っているんですが。

○山内中山間・情報政策課長 推進本部の会議の開催内容ですけれども、20年度から取り組んでおりますので、20年度の当初は、中山間地域対策に関する今後の取り組み、具体的に言いますと、どんな課題があり、どういう施策の体系にする、それに対して当初は各部各課、市町村等にヒアリングを通して、こういうふうなまとめていきたいというような内容、それから中山間地域における集落の現状についてということで、集落調査を今年度の第1回の委員会で報告をさせていただいた結果がちょうどまとまったので、その報告をして共通認識をしております。そしてあわせて、いきいき集落という事業名称を募集するという、そのときはまだいきいき集落という名称ではございませんで、元気な集落づくりに取り組む市町村の名称募集というような面に取り組めますよということを議題にしてやっております。

2回目は20年12月に、県庁の関係各部、それから市町村のヒアリングを通して見えてきたもので体系化、いわゆる3本柱という、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業の振興というふうな方向で取り組みましょうということを決定しております。あわせてその時点での中山間地域対策の各部の取り組み状況、体系化をしたというのはもちろんあるんですけれども、現状としてそういうものに取り組んでいるということについての報告をしていただいております。

21年度は、体系化したものに対して具体の事業が並んで、1回目で主な事業ということで御

説明をして、御記憶にあるかどうかわかりませんが、具体の事業を3つの柱に向けてさらに細分化したものもありますので、例えば集落の活性化についてはいきいき集落応援事業に取り組む、そういうような例示で進行状況の確認と、こういう体系でやっているということで、年度がかわりましたので、再度そこあたりの確認をしております。そして、21年度は過疎法が延長されるかどうかというのがわからなかったものですから、そういう動きについての情報共有をしております。さらに、県庁内の関係各部が本部会議で認定されれば応援しますよという地域創造計画の認定を議題として掲げ、そこで審議をしたところです。

今年度につきましては、先ほど御説明をいたしましたけれども、3つの柱、集落の活性化、日常生活の維持充実、産業の振興プラス鳥獣害対策と、産業の振興の中で取り組んではきたわけですから、それを4つにするのか、産業の振興の中でやるのかという考えはあるんですけれども、やっぱり非常に重要な問題であるということで4つの柱にしますということで決定をしました。そして、今年度は過疎法が延長されたものですから、過疎地域自立促進方針という県の方針を定めないとはいけませんということで、まず内容の説明を差し上げて、関係各部の協力を依頼したというようなことで、時間については、余り記憶しておりませんので、申しわけありません。そういう内容であります。

○宮原委員長 次に、この図を見せていただいて、構成の中で一番下に地域委員会という形がありますね。鳥獣害はまた別の形に、横にはみ出ている形になっていますが、地域委員会というこの組織の委員のメンバーを見たときに、内部の方だけというような状況になっています。

鳥獣害になると構成が、市町村が入って、農協が入り、共済が入り、森林組合、猟友会、集落代表という形になっていますので、他県のところも見せていただいたところで、やはり市町村やNPOなど、幅広い声が届いて施策に位置づけることが一番望ましいんじゃないかなというふうに思っているんですが、そういうような形が必要ではないかというふうに思うんですが、どう考えられますか。

○山内中山間・地域政策課長 地域委員会は、先ほど御説明しましたように、支庁長、各農林振興局長で、おっしゃるような形としてもその声を——地域委員会の委員長である振興局長等については別途、各出先機関の長で構成をしております地方連絡協議会というところの事務局でもありまして、農林振興局に局長以外に職員がおりまして、そこで所管する分野等、例えば県税、保健所、そういうところからいろいろ要望、もしくはそこで抱える課題、当然のごとく市町村を通じたり、団体を通じたりした課題、問題というのは把握しているんだろうと思うんです。ですから、それを別途また会議として開催するということにつきましては、この中でやろうとすると日程調整等も含めて難しいのかなと。鳥獣被害対策特命チームについては、その関係者だけを集めて、事業を推進していくという形で、意見というよりも共通認識を図って一緒にやってみようという仕組みです。地域委員会は本部のもとに置くという形で整理しておりますので、地域の実情をどういうふうに反映していくかというのは検討課題ではあると思いますけれども、今の組織としてはそういう形で酌み上げているという整理をしております。

○宮原委員長 今言われることは大体わかるんですが、鳥獣害の特命チームができたというこ

とは相当せば詰まっている状況があったということで、7地区にきれいなこういう形で動いたんだろうというふうに思うんです。他県も見せていただいて、地域地域でそれぞれ課題が多少違ってくるといふ部分がある。県北と県南では、私ども調査させていただいて、椎葉であったり諸塚であったりという地域と、県南のどちらかというところよりはまだいいというところで、大きな課題としては一緒なんではしょうけれども、やっぱり細かな部分になると多少違うのかなというのが感じられます。今回調査させていただいた中では、地域単位で協議会を立ち上げていただいて、その中で地域のいろんな声を吸い上げるというような、検討なり、もう実施されているところもありますので、そういうことを行ってはどうかなと。鳥獣害がこういう形でできるわけですから、やはり施策全体を動かすとしたらそういうような形を——これは時間もかかるし、今言われた日程調整も必要だと思うんですが、その地域を守らなければならないということであれば日程調整はできないことはないというふうに思うんですが、そういったことをやったらどうかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 鳥獣害につきましては、先ほど申し上げましたように、特定の課題に対して共通認識を持って、実際に実施していくんだというところがあります。今、委員長がおっしゃるように、確かに地域地域によって課題は当然のごとく違います。日向入郷と南のほうが同じかというところ、そんなことはありません。そのあたりにつきましては、先ほど申し上げたような形で、意見、課題というのは把握しているというふうに今は考えております。

○宮原委員長 それでは次に、多様な主体との

協働による中山間地域活性化の取り組みと人材育成という点で、人材育成ということについて、鳥取県のほうでも限界集落的なところにも寄せてもらったんですが、やっぱり一人の立派なリーダーがおられて、その方が一生懸命取り組んでいる間は何とかかんとか動いたとしても、その方がいなくなるなり、亡くなるとか、そういう状況になると、リーダーがいないわけですから、途端に衰退するということも考えられます。この前の調査と違って、黒木正一委員と石川県羽咋市の神子原地区というところに行かせてもらいました。米1俵が4万2,000円で売られるところですが、1万円にしかならないところが4万2,000円で売られる地区で、そこはすばらしいリーダーがいらっしゃいました。その方がいらっしゃらなくなったら心配だなとは思ったんですが、その方も、その地域を次の人たちに任せていきたいというような話がありました。そういったすばらしいリーダーも必要ですが、必ずしもその地域地域にすばらしいリーダーがいらっしゃるかどうかというのは微妙だというふうに思いますので、これは岡山県でやられていましたけれども、集落アドバイザーを育成するとか、中山間地域にすばらしいリーダーを置いて、リーダーの養成の講座を県がやるとか、行政の職員が講座を開きながらやっているという事例があったようなんですが、こういったことについての人材育成という点では、県として現在どのように取り組んでおられるのかということをお聞かせ願えませんか。

○山内中山間・地域政策課長 まず、具体的に取り組んでいる事業としましては、いきいき集落応援事業、ちょっと説明が不足しましたけれども、研修交流会という形で——いきいき集落というのは集落自体で何かに取り組もうという

形で、当然そこにはリーダーがいるわけであり、そのリーダーの方々に事例発表をしていただいたり、パネルディスカッションを通じて意見交換をしていただくということを通じて、それをまた聞いていただくことによって一定の人材育成というふうな位置づけております。まず、それが一つです。

それから、地域づくりネットワーク協議会というのがありまして、具体的に、今年度は人材育成事業としまして、別途講師を呼びまして、日程を2泊3日で2回ぐらい、座学と実地研修をするような形で、もともと地域づくりをいろんな形でやっていらっしゃる方の中から、後継者を育てないといけない、もしくは新たにリーダーを育てていかないかんということで、研修会というんでしょうか、そういうことを今、計画をして、実際、講師にも当たって日程を決め、来年の2月初旬ぐらいだったと記憶しておりますけれども、そこで取り組むこととしております。

それから、これは派生的でございますけれども、中山間盛り上げ隊派遣事業の中において、実際受け入れた集落にも当然だれかリーダーがいて、受け入れましょうというようなことになっているわけですが、そのリーダーの方が逆に、私たちも来てもらうばかりではなくて隊員に登録してというような形で生まれておりますので、間接的ではありますけれども、そういうリーダー育成につながっているのではないかなというふうに考えております。

○宮原委員長 次に、先ほど説明もありましたが、中山間盛り上げ隊派遣事業ということで14カ所に101名が参加して下さっている。地域にこうやって行っていただくということはすばらしいことだと思うんです。ただ、場所によって

は、欲しくてもそこまではちょっとというような、多分、椎葉の一番奥なんか、私どもも行かせてもらったことがあるけれども、福岡に行ったほうが近いというような状況のところがありますね。一回行って溶け込むと、再度呼ぶほうも呼べる、行くほうも行きたがるということになるんでしょうけれども、人材の確保というのは、要請があったときには必ず送り込めるだけの状況がそろっているかということについてまずここでお聞かせいただけますか。

○山内中山間・地域政策課長 例えば、要請が5名ありましたら、5名確実に集まっているところがない場合もあります。逆に言うと、5名なのに10名応募があったというのもあります。それはやっぱり場所です。おっしゃるとおり、今現在、派遣させていただいているところは、市町村からいくと、西米良村、日之影町、高千穂町、五ヶ瀬町、日向市、都城市とございますけれども、その市町村の中でも中心部から結構離れているところもあります。そうすると前泊しないといけない。もちろん、そのあたりは地元の方も、無料で泊まれる公民館等を用意させていただいて対応はしているところです。それから、宮崎市を中心に隊員登録がある程度されているという現状からすると、完全に充足しているとはまだ言い切れない状況であります。

○宮原委員長 直接、今言われた人数を派遣するというだけのことではないんですが、先ほど言った石川県の羽咋市というところで、安全に高齢化が進んでいた地区なんです。高齢化が進んでいた地区だから、当然だれも住まなくなるということで空き家がいっぱいあいてきだしたということなんですが、先ほど言われたリーダー的な方がおられて、「朝ズバッ！」なんかでも取り上げられた地区みたいなんです。空き家が

ある。その空き家に勝手に入ってきてもらってはその地域の輪が崩れるので、その地域を盛り上げた後に、その空き家をうまく活用して人口をふやしましょうということをやられたようなんです。一番多いところは、1軒の空き家に対して20倍の競争率があったと。空き家に入ってくださいというと、だれでもかれでも入ってきて、ちょっと勝手なことをやられるので、空き家に入っただくのは、その地域の皆さんが私たちが選別をさせていただきますということに入らせるということで、非常にその地域全体が盛り上がってきているという話を聞かせていただいたところでもあります。そういったことも考えると、その地域をどうかするというのには、そういった部分も十分考えていただければいいかなというふうに思ったところでもあります。

また、その次には、今度は中山間地域集落点検モデル事業という形で先ほど説明をいただいたんですが、島根県、岡山県でも、どういう形でその地域を運営していくのかという具体的なモデル地区をつくられて、そしてそこに県も積極的に支援をされながら、市町村との連携をとっておられるようなんですが、モデル地区をきちっと設定して、そしてやらせるということについては、どういう考えをお持ちでしょうか。

○山内中山間・地域政策課長 過去からの地域振興事業につきましては、例えば五ヶ瀬の夕日の里づくり推進会議とか、都城市の笛水地区とか、過去、地域振興事業として取り組んだところでありまして、それが今どんどん開花しているというふうに理解をしております、今ど忘れしましたがけれども、あと幾つかございます。そういうふうにして現実的にはモデル集落、もしくはそういうことをやっているところあります。例えば、西米良の小川作小屋あたりにつ

いても支援をして、ようやく人がどんどん来ていただくようになった。そういうようなことで形を変えながらも支援をして、モデル地域というのを選定しているというふうに考えております。

○宮原委員長 あと一点です。中山間盛り上げ隊なり、いろんな形のことを県も一生懸命やっておられるわけですが、当然そういったことというのは県のホームページなり、県のいろんな広報誌にも掲載をされてやっておられるということはわかっているんですが、そのほかに、県民に対してこういうのがありますよという、例えばこの盛り上げ隊であっても、逆に入ってもらわないかんわけで、ホームページにただ出して、なってくださいというだけではなくて、もう少し、こういうことをやっていますよというのを県民にPRしているようなことがあるのか。例えば、鳥取県について話を聞かせてもらおうと、新聞にいろいろ広告を出したりとか、地域の宝というような形で冊子にした立派な事例集があったんです。そういったものを各地区に配布しながら、皆さんに周知しながら、いろんなことをやっておられました。島根県については、中山間地域研究センターで成果をきちっとまとめて、メディアを通じて公表をしているということをお聞かせいただきました。岡山県については、新たな地域運営手引書というのをつくられて、それに基づいて皆さんにも公表しているという状況がありました。県としては、県の広報誌であったり、ホームページという形で流すのがごく普通、一般的だと思うんですが、より県民にそういうのを知らせるためにはほかに何か取り組んでおられるのか、聞かせてほしいんですが。

○山内中山間・地域政策課長 具体的には、例

えばここで言いますと、地域づくりネットワーク協議会という場をかりて、盛り上げ隊の事業、移住の事業とかを、機会を見つけて、地域づくり団体ですから、行政分野ではない地域の方々に直接PRする機会を積極的に設けているところでもあります。それから、盛り上げ隊は具体的には、もちろん県外に異動されたりして退会する人もいらっしゃいますけれども、少しずつですけれども、登録者はふえているところであります。これについては、ある程度は広報等で昨年もPRしたり、雑誌でPRしたりはしておりますけれども、口コミの段階にとりあえず入ってきているのかなど。交通費もないし、宿泊料もないし、条件としては非常に厳しいんです。もちろん、多くの方に周知していくことが必要だと思いますから、機会を通じてやっておりますけれども、今のところ具体的にやっているのは、地域づくりネットワーク協議会を通じた場ですとか、市町村の会議にいろいろ呼ばれるときには積極的に行っております。例えば、いきいき集落の認定式るとき、その地域の方々とお話をするとき、あわせて話をしたり、一般的にパンフレットという形ではありませんけれども、できるだけお金をかけずに、なおかつ直接お話をして事業の内容等がわかるような形を今のところっております。以上です。

○宮原委員長 ありがとうございます。

それでは質問を終わりますので、私が委員長をさせていただきます。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、ないようですので、時間が予定より延びましたが、申しわけありません。これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時42分再開

○宮原委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（１）の中山間地域の定義についてであります。本日の執行部の説明や県外調査の状況を踏まえ、中山間地域をどこにするかについて御協議をいただきたいと思ひます。

資料1をごらんください。A案からC案の中で決めていただきたいと考えております。先ほどの3つについて説明もありましたので、そして質疑もありましたが、それぞれ皆さんの御意見をここで賜りたいと思ひます。

○緒嶋委員 どこでも中山間地的な課題はあるわけで、できるだけ広くすることによって焦点がぼけてもいけないという面もありますけれども、各地区から出ている議員の皆さんでそれぞれの課題というのは十分認識されておりますので、できるだけ、ぼけてもいけないけれども、地域振興5法まで含めた中で議論していかないと、過疎地だけといつても、ちょっと問題があるのかなという気がするわけです。そうすると、A、B、Cの中では、C案みたいのところまでいかざるを得んのかなという気はします。その辺をみんなでどう議論するかどうかと思うんです。

○宮原委員長 それぞれ考えもあられると思ひますし、調査に行ったところの状況も踏まえて、それぞれお聞かせいただけるとありがたいと思ひます。緒嶋委員のほうからC案がいいんじゃないかということのようなんです、どうぞ御自由に。

○押川委員 確かに、C案までもという気持ちはするんですけれども、言われるようにぼける

といけないから、私はせめてB案までには入れていただきたい。中山間地という定義をどこに置くかということに特化して決めないと、何もかもすると、さっき言ったようにぼけてしまうし、みんなそれぞれあるから。

○黒木党市委員 B案ぐらいにしておかないと、C案になると、もう残りがわずかになってしまふ。やっぱりB案ぐらいにしておかないとどうかな。B案になるとかなり入ってくると思うんです。

○坂口委員 技術的に可能か不可能か、整理できるかできんかもわからんままなんですけれども、B案までに区切ったときに、その他のところで条件的にそことどうかなど。条件を個別に比べるとむしろということも出てくる可能性もあるのかなど。だから、C案でくるんでおいて、そこからの除外対象の一つのラインが引ければ、ここまで到達しているところはその仲間に入らないよというようなものが、これは技術的に可能なら、両論を併記して各論にするという方法がとれるのかなど。

○高橋委員 関連で、規則でうたうことになると思うんだけど、該当しない市町がありますね。その中で、私もさっき質疑で言いましたけれども、限界集落はやっぱり存在するわけです。中山間地域に準ずる地域とか、例えば規則でうたうとしたら、そういう方法もあると思ひます。

○宮原委員長 今、高橋委員のほうから、中山間地に準ずる地域と。準ずる地域がどこなのかということで非常に問題になる部分があるんですが。

○高橋委員 地域だから、市町じゃない。

○宮原委員長 市町でないとなると、中山間地域の農林統計上の方向になってしまう。なぜかと言いますと、5法で見せていただくと、地域

でいうと、高崎町、山之口町を外して、都城市が外れているんです。先に私が言うといけないんですけれども、今度視察に行かせてもらう都城市吉之元町というところは鹿児島県との県境であって非常に奥地で、さっき言った酒谷の状況ということになるんです。ところが、こっこの5法でいってしまうと、そこは外れるということになるんです。やっぱりそれぞれ皆さんの地域の事情もあるということも踏まえて、焦点がぼけるという部分も考えられんわけではないんですけれども、そうなってくると、やっぱりエリアは広がってしまうんだけど、この部分になるのかなという感じが、私が先に言ってしまうといかんですけれども、そういう感じがせんでもないかなと。C案です。1ページがA案、2ページ目が5法のB案、そして3ページ目にBプラス農林統計上が入りますのでこうなってしまう。ただ、こうなると焦点がちょっとぼけるんじゃないかということも言われるんだけど、これになると農林統計上のという、合併したがために外れてしまう、合併したがためにというところも救えるということにはなるということなんです。中山間地域ということになってしまうからこうなってしまう。ただ、これは特別委員会として賛成多数で決めるわけにはいかないんです。皆さんが納得される状況でないか決めていけないということになると思いますので、いかがでしょうか。それぞれ御意見があるようですから、どうしてもここで言いたい方はどうぞ。

○坂口委員 さっきと同じことの繰り返しになるけれども、技術的なものは難しいと思うんですけれども、今回この条例ができる。単年で終わるわけではない。ある程度長いスパンですね。そこで元気が出てきてそこから自立できるとか、

衰退してきてそこに入らざるを得ないという変化は長い時間の中で起きてくると思うんです。そうすると高橋委員が言われたように、何らかの基準を設けてこれに準ずる地域という追加条件と、ここからはあなたはひとり立ちですよという除外条件、ここらが付記できればですね。中山間地域というこの特別委員会ではあるけれども、条例の名称は中山間とうたわずに、それを意味するようなもので、もっと現実的に的確に対応できるような条例の名称にする方法もあるのかなと思ったりですね。名称が先走りしていて、中山間地域の指定というのが……。

○緒嶋委員 日之影は山村だが、「水源の里条例」という名前にしている。それはそれで個性があっているが、宮崎県全体で中山間地の名称がいいのかということも当然出てくる。いいアイデアがあれば変えることはやぶさかではない。

○坂口委員 やっぱりその集落なり地域が置かれている条件で指定は判断するというのが……。

○宮原委員長 ここに示されたのはこういことになりますが、資料1のC案のBプラス、先ほど高橋委員からは「準ずる」という言葉になっていましたが、これらの地域に類する地域としてまた規則で定める地域という形で、雰囲気的にはこういう形になるということで、協議いただいた結果、C案ということで決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、条例の中山間地域の定義はC案にするということで取り進めてまいりたいと存じます。

次に、条例の内容についてであります。条例の内容について、委員の皆様から御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、条例の内容については、これといって皆さんから御意見はないようでございますが、次回、政策条例検討会議に提出するための条例要綱案について御協議いただきたいと考えております。11月10日の県南調査の午前中になります。そこで、次回協議いただくたたき台の作成につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

次に、資料2をごらんください。11月10日（水）から11日（木）にかけて実施します県南調査につきましては、前回の委員会で御一任いただきましたので、確認のみとさせていただきます。ごらんのような日程で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、協議事項（3）の次回委員会についてであります。次回の委員会は11月定例会中の12月3日（金）に行うことを予定しておりますが、執行部への説明・資料要求について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきたいと存じます。

最後になりますが、協議事項（4）のその他でございますが、委員の皆様から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮原委員長 それでは、再度申し上げますが、次回の委員会としての活動は11月10日（水）からの県南調査でありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時55分閉会